

ギリシャ
意匠法

1997年9月19日大統領令第259号改正
官報公告日に施行

目次

第1部 一般規定

第1条 適用分野

第2条 定義

第2部 法律2417/1996で批准したヘーグ協定の適用，国際出願から保護まで

第3条 出願の提出

第4条 出願の言語

第5条 出願書類

第6条 国際出願の受理

第7条 国際出願の登録日

第8条 手数料の支払

第9条 国際出願の登録の効果

第10条 保護期間

第11条 ギリシャでの保護の終了

第3部 保護の国内権利

第1章 国内保護 - 無効

第12条 保護の条件

第13条 公表

第14条 損害を受けない公表

第15条 保護の例外

第16条 無効

第2章 受益者 - 譲渡

第17条 保護の権限を有する受益者

第18条 請求の範囲

第19条 実施の譲渡及びライセンス

第3章 登録手続 - 証明 - 帳簿

第20条 出願の提出 - 受理要件

第21条 出願書類の作成

第22条 優先権

第23条 公表の遅延

第24条 登録証明 - 公表

第 25 条 帳簿 - 登録簿 - 記録書

第 4 章 意匠又はひな形によって付与される権利

第 26 条 権利の内容

第 27 条 保護の範囲

第 28 条 法的保護 - 訴訟

第 29 条 登録意匠又はひな形の有効期間

第 5 章 最終及び経過規定

第 30 条

第 31 条

第1部 一般規定

第1条 適用分野

本法は、意匠又はひな形の国際出願に適用され、更にギリシャ国内でのその後の手続及び意匠又はひな形保護のための国内出願にも適用される。

第2条 定義

国内法の適用については、次のとおりにみなす。

(a) 「意匠又はひな形」とは、製品の全体又は一部の外観の視覚的な特徴であって、特に、製品自体の線、外郭、色彩、形状、形態及び/又は材料の特徴、及び/又はその装飾の特徴に由来するものをいう(法律 2417/1996・第3条(1)(a))。

(b) 「製品」とは、工業上又は手工芸上の製品であって、複合製品、外装、体裁、図示表象及び印刷、に応用する目的の構成部品からなるものをいう。ただし、コンピュータ・プログラムに応用する目的のものを除く(法律 2417/1996・第3条(1)(b))。

本法の適用については、次のとおりにみなす。

(a) 「O.B.I.」とは、アテネ所在の工業所有権庁のことをいう(法律 1733/1987・第1条)。

(b) 「PODI」とは、法律 1883/1990・第1条(官報 45, A')でギリシャが批准した、特許協力条約第2条で規定する世界知的所有権機関のことをいう。

(c) 「協定」とは、法律 2417/1996(官報 139, A')でギリシャが批准した、工業意匠及びひな形の国際寄託に関するヘーグ協定のことをいう(協定第2条については、法律 2417/1996・第1条で批准)。

(d) 「国際事務局」とは、ジュネーブ所在の、工業所有権の保護に関する国際同盟の事務局のことをいう(協定第2条については、法律 2417/1996・第1条で批准)。

(e) 意匠及びひな形の「国際出願」とは、ヘーグ協定の規定を満たした出願のことをいう(協定第2条については、法律 2417/1996・第1条で批准)。

(f) 意匠及びひな形の「国内出願」とは、保護の国内権利を取得するためにO.B.I.に対して行う出願のことをいう(協定第2条については、法律 2417/1996・第1条で批准)。

(g) 「証明付翻訳文」とは、翻訳文を証明する権限を有する個人又は機関による翻訳文のことをいう。

(h) 「複数出願」とは、2以上の図面又はひな形からなる出願のことをいう。

(i) 「大臣決定 No.15928/EFA/1253」とは、「特許付与又は実用新案の証明及びその登録簿保管のためのO.B.I.に対する出願」に関する1987年12月24日の大臣決定(官報 778, B')のことをいう。

(ia) 「優先権主張」とは、法律 213/1975・第1条(官報 258, a')でギリシャが批准した、工業所有権の保護に関する1883年のパリ条約第4条で規定する、先に行った出願について優先権を主張する権利のことをいう。

第2部 法律2417/1996で批准したヘーグ協定の適用，国際出願から保護まで

第3条 出願の提出

- (1) 国際出願は，ジュネーブの国際事務局へ直接，若しくはアテネのO.B.I.庁舎又は存在すればその別館を通じて提出することができる(協定第4条については，法律2416/1996・第1条で批准)。
- (2) ギリシャで最初の国際出願を提出する場合には，O.B.I.を通じて提出することができる。
- (3) 出願人が，ギリシャ国内に現実かつ恒久的な工業上又は商業上の拠点を有しているとき，ギリシャに居住しているとき，又はギリシャ国民であるときには，その出願はギリシャで最初に提出したものとする。

第4条 出願の言語

国際出願は，フランス語又は英語で作成しなければならない。

第5条 出願書類

- (1) 国際出願書類は2部提出し，協定第5条の必須情報を含み，更に出願人又はその代理人が署名する(協定第5条については，法律2417/1996・第1条で批准)。
- (2) 国際出願書類には，協定第5条(3)及び(4)に規定する選択的情報も含むことができる。
- (3) 国際出願書類の情報は，事務局の印刷様式上に表示しなければならないが，同様式に附属する書面の指示に従わなければならない。

第6条 国際出願の受理

- (1) O.B.I.は，国際出願と思われる書類を受領し，速やかに受領書を発行し，その受領書に，番号，添付書類又は情報の性質，受領した日付を表示する。
- (2) 同日付でO.B.I.は，国際出願の書類を国際事務局にファクシミリで送付する。O.B.I.は，送付されなかった添付情報を国際出願書類原本とともに国際事務局宛に遅滞なく郵送する。

第7条 国際出願の登録日

国際出願の登録は，国際事務局が行う。登録日は，所定手数料を支払い，更に通常かつ完全な状態で国際出願が国際事務局に送付された日とする(協定第6条(2)については，法律2417/1996・第1条で批准)。

第8条 手数料の支払

国際出願又は更新のための所定手数料は，スイスフラン建てで国際事務局へ直接支払う(協定第15条及び第16条については，法律2417/1996・第1条で批准)。

第9条 国際出願の登録の効果

- (1) 保護される国としてギリシャを指定した意匠及びひな形国際登録簿に登録された国際出願は，行政上のすべての様式を満たした国内出願と同じ効果を有する。この国際出願は，現在有効である意匠又はひな形の国内出願の登録に関する規定によって保護される(協定第7条については，法律2417/1996・第1条で批准)。

(2) ギリシャを原出願国とする国際出願登録は、ギリシャ国内で完全に有効なものとする(協定第 7 条については、法律 2417/1996・第 1 条で批准)。

(3) 意匠及びひな形の国際公報で関連する公表と同時に、国際出願登録の国際事務局による公表は、O.B.I.が保管する工業所有権特別公報での公表と同等であり、同じ効果を有する。

(4) 意匠及びひな形の月例の国際公報の発送日をもって、第三者は O.B.I.庁舎でその内容を知ることができる。

第 10 条 保護期間

(1) ギリシャを指定国とする意匠又はひな形の国際出願登録の保護期間は 5 年であり、第 29 条の規定を満たせば更新することができる(協定第 11 条については、法律 2417/1996・第 1 条で批准)。

(2) 上述の保護は、協定第 6 条の規定により、国際出願の日から開始する(協定第 6 条については、法律 2417/1996・第 1 条で批准)。

第 11 条 ギリシャでの保護の終了

登録国際意匠又はひな形は、第 16 条に基づく変更不能の決定によって、ギリシャでの保護を終了する。当該決定は、O.B.I.から国際事務局へ通知し、意匠及びひな形の国際公報で公表し、国際登録簿に記録する。

第3部 保護の国内権利

第1章 国内保護 - 無効

第12条 保護の条件

- (1) 第2条(ia)に基づく意匠又はひな形は、新規かつ固有の特性を有していることを条件として保護される。
- (2) 意匠又はひな形の保護は、登録日から開始する。
- (3) 意匠又はひな形は、登録出願の提出日まで、若しくは優先権を主張する場合には優先日までにそれと同一の意匠が公に開示されていない限り新規性があるとみなす。同一とは、意匠又はひな形の特徴が二次的な詳細においてのみ異なることをいう。
- (4) 意匠又はひな形は、その情報を受け取る使用者に与える、その意匠又はひな形の固有の特性による全体の印象が、登録出願の提出日前、若しくは優先権を主張する場合には優先日前に公衆が入手できる状態にあったその他の意匠又はひな形が同一の使用者に与える印象と異なるものであれば、固有の特性があるものとする。
- (5) 固有の特性の評価においては、技術的要件についての意匠又はひな形の創作者の自由度も考慮する。
- (6) 複合製品の構成部品である製品の意匠又はひな形は、次の場合に限り、新規かつ固有の特性を有しているとみなす。
 - (a) その構成部品が、複合製品に取り入れられたときに、その複合製品の通常の使用時にも視覚上確認できる場合
 - (b) その構成部品が、それ自体で新規かつ固有の特性の条件を満たしていると視覚上確認できる場合
- (7) 前項に基づく「通常の使用」とは、保守、補修又はこれと同様の業務以外のものをいう。

第13条 公表

- (1) 第12条(3)及び(4)の適用について、意匠又はひな形は、登録後に公表されたとき、その他の方法で公示したとき、市場に出荷されたとき、又はその他の方法で知られたときには、公衆が入手できる状態にあるものとする。ただし、通常の場合で、登録出願をO.B.I.に提出する前若しくは優先権を主張する場合には優先日前に、共同体内の適切な末端組織を特定し活動する組織が、それらの事態を知ることが合理的に不可能である場合を除く。
- (2) 意匠又はひな形は、守秘義務を明示又は暗示した第三者に提示したことのみを理由としては、公衆が入手できる状態にあるとはみなさない。

第14条 損害を受けない公表

- (1) 意匠又はひな形が、登録出願の提出日前12月、若しくは優先権を主張する場合には優先日前12月の間に公衆が入手できる状態になっていたときには、第12条(3)の規定を満たす意匠の新規性は、次の何れかの理由に該当する場合には、覆されない。
 - (a) 意匠又はひな形が、創作者、その承継人、若しくは創作者又はその承継人が与えた情報又は取った行為を受取った第三者によって公衆が入手できる状態となったことを理由とする場合

(b) 意匠又はひな形が、その創作者又はその承継人に対する不正行為に起因して公知となったことを理由とする場合。ただし、その不正行為によってその意匠又はひな形が登録された場合を除く。

(2) 意匠又はひな形が、法律 5562/1932(官報 221, a')でギリシャが批准した、1928年11月28日にパリで署名した国際博覧会条約に基づき公式に認められる博覧会に出展したものである場合にも、その意匠又はひな形の新規性は覆されない。この場合には、O.B.I.に提出する6月前までにその旨を公衆に通知しなければならず、出願人は、意匠又はひな形を包含する製品又は本法で規定する条件に従って適用した製品が実際に出展されていた事実を証明する証拠を作成しなければならない。

第15条 保護の例外

(1) 次の場合には、意匠又はひな形についての権利は存在しない。

(a) 公の秩序又は善良な道徳に反するものである場合

(b) 製品の形状の特徴が、専らその技術的機能に従うものである場合

(c) 製品の外観の特徴が、その正確な形状及び寸法で複製しなければならないものであり、それによってその意匠又はひな形を包含又は適用する製品が、その他の製品と機械的に結合できるものである場合、若しくはその他の製品との間で互いにその機能を満たすことができる方法で、その他の製品の内部、周囲又は表面に載置することができるものである場合

(2) (1)(b)及び(c)の規定に拘らず、第12条の規定を満たすことを条件として、分割可能な要素で構成するシステム内で交換可能な製品の、複数の組立又は結合が可能なものである場合には、その意匠又はひな形は保護される。

第16条 無効

(1) 裁判所は、次の場合には登録意匠又はひな形の無効を宣言する。

(a) 登録意匠又はひな形の所有者が、創作者、その承継人、又は第17条に基づく受益者でない場合

(b) 保護される意匠又はひな形が、第12条及び第13条の条件を満たしていない場合

(c) 製品の形状の特徴又はその内部結合の特徴が、第15条(1)(b)及び(c)に基づき保護されないものである場合

(d) その実施又は公表が公の秩序又は善良な道徳に反するものである場合

(2) その他の事項については、法律 1733/1987・第15条(2)及び(3)の規定を適宜援用する。

(3) 権利の無効は、その意匠又はひな形登録の有効期間の満了後、権利放棄後、又は受益者が権利を剥奪された後であっても宣言することができる。

(4) 無効を宣言された登録意匠又はひな形は、本法で規定する効果が初めから生じていなかったものとみなす。無効の遡及効は、既判力を得た侵害の決定、無効についての決定前に有効となった侵害の決定、及び無効についての決定前に成立した同意の前に有効となった侵害の決定には影響を与えない。ただし、それらの決定が行われる前に有効となることを条件とする。

第2章 受益者 - 譲渡

第17条 保護の権原を有する受益者

- (1) 意匠又はひな形を登録する権利は、創作者、その一般又は特別承継者に存する。受益者とは、第18条の規定を留保して、意匠又はひな形の登録出願を提出した者とする。
- (2) 共通の創作努力によって2以上の者が1の意匠又はひな形を創作し、別段の同意がなければ、その意匠又はひな形の権利はすべての部分について不可分に等しく存する。各共同受益者は、その持分を自由に譲渡することができ、共通登録された意匠又はひな形の保護管理をすることができる。
- (3) 意匠又はひな形が従業者によって創作されたときには、法律1733/1987・第6条(4)、(5)、(6)、(7)の規定(官報171, A')を適宜援用する。
- (4) 2以上の者が、実質的に類似する意匠又はひな形をそれぞれ別個に創作したときには、意匠又はひな形の権利は、その登録出願を最初に提出した者、若しくは第22条に基づきその他の者に対して優先権を有する者に存する。

第18条 請求の範囲

- (1) 意匠又はひな形の受益者は、第三者がその受益者の同意を得ずにその受益者の意匠又はひな形に係る若しくはその本質的な要素についての意匠又はひな形の登録出願を提出したときには、第三者に対して提訴し、その出願による権利の受益者である旨を確認する請求、若しくは登録証が付与されているときには、その譲渡を請求することができる。登録意匠又はひな形の共同受益者は、その者の権利について確認する請求をすることができる。
- (2) 受益者又は共同受益者による訴訟は、工業所有権特別公報(EDVI)での意匠又はひな形登録の公告日から2年以内に行う。その他の事項については、法律1733/1987・第6条(10)及び(11)の規定(官報171, A')を適宜援用する。

第19条 実施の譲渡及びライセンス

- (1) 意匠又はひな形を登録する権利、及び登録意匠又はひな形は、書面による同意又は相続によって譲渡できる。譲渡は、譲渡又は相続の証明を意匠登録簿に登録し、EDVIで公告したときに有効となる。
- (2) 意匠又はひな形登録の受益者は、その意匠又はひな形を実施する権利を第三者に書面でライセンスすることができる。このライセンスは意匠及びひな形登録簿に登録し、EDVIで公告する。
- (3) その他の事項については、法律1733/1987・第12条(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の規定、及び法律1733/1987・第2条(10)(g)及び第24条の要件及び手続(官報171, A')を適宜援用する。

第3章 登録手続 - 証明 - 帳簿

第20条 出願の提出 - 受理要件

- (1) 意匠又はひな形登録については、出願書類をO.B.I.に提出しなければならない。
- (2) 出願書類には、次のものを含まなければならない。

- (a) 意匠及びひな形登録簿に意匠又はひな形を登録する願書
 - (b) 出願人の名称又は商号，国籍，居所又は住所，連絡先
 - (c) 出願人がギリシャ国内に居所又は住所を有していないときには，書類が送達されるべき代理人及びギリシャ裁判所の裁判権が及ぶことを認める陳述書
 - (d) 意匠又はひな形を包含すべき 1 又は複数の対象物の指定
 - (e) 第 21 条に基づく，複製に適した意匠又はひな形の図面又は写真による表示
- (3) 出願書類には，更に次のものを含むことができる。
- (a) 意匠又はひな形を包含する，又は意匠又はひな形を適用する複数の対象物の一覧
 - (b) 意匠又はひな形のための国際分類を制定する 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定に基づく分類及び細分類による(a)に関する物品の分類であって，その時点で有効なもの
 - (c) 出願人が創作者でない場合，又は出願人だけが創作者ではない場合には，意匠又はひな形の権利の権原についての陳述書
 - (d) 第 22 条に基づく先の出願に由来する条約上の優先権の主張，更にその最初の出願を行った日付及び国名を表示した陳述書
 - (e) 意匠又はひな形の特徴的な要素の簡単な説明。色彩を付した場合にはその表示を含む。この説明は 100 語を超えてはならず，提出した複製に基づき意匠又はひな形を特徴付ける要素を説明し，その意匠又はひな形を包含する対象物の機能，可能な用途，その準備のために使用する物質等について説明してはならない。
 - (f) 色彩を付して表示を公表する旨の請求
 - (g) 第 23 条に基づく，出願の提出から 12 月を超えない期間内での意匠又はひな形登録出願の公表の遅延請求
 - (h) 公認の国際博覧会に意匠又はひな形を出展していた陳述書。この陳述書には，博覧会を開催した日付の証明を添付する。
- (4) (3)(g)で規定する，O.B.I.による意匠又はひな形登録出願の公表の遅延を行うときには，出願人は，その出願書類の附属物件としてその意匠又はひな形を包含する又は表示に現れる意匠又はひな形を適用する製品の見本を添付することができる。見本は，30cm×30cm を超えない寸法の紙箱内に密封し，その重量は 4kg 以内とする。紙箱の上面には，出願書類に添付する図面の表示と同じものを貼付する。
- (5) 複数の意匠又はひな形は，その合計が 50 を超えず，更にその意匠又はひな形を包含又は適用する製品がすべて同じ細分類，同じ組物，又は同じ構成部品又は要素からなる場合には，複数出願としての特徴を有する 1 の出願に含むことができる。この場合に出願人は，法律 1733/1987・第 2 条(10)(g)及び第 24 条の要件及び手続(官報 171, A')に従い，追加する意匠又はひな形ごとの基本出願手数料を百分率換算した，追加登録手数料及び追加公表手数料を O.B.I.に支払う。複数出願に公表の遅延を含む場合には，公表の遅延の追加手数料を個別に支払う。
- (6) O.B.I.が発行した意匠又はひな形の出願及び登録の手数料，及び法律 1733/1987・第 2 条(10)(g)及び第 24 条の要件及び手続(官報 171, A')に従って支払った最初の 5 年間の保護手数料は，出願書類に添付しなければならない。
- (7) (2)から(6)までの要件を満たした出願は受理する。この場合に出願の提出は通常のものとはみならず，完全なものとはみならずではない。
- (8) 出願人は，提出日から 5 月以内に，記載漏れを補充し，図面の誤記を訂正し，(3)，(4)，

(5)の規定に基づく書面及びその他の添付書類を補充し、更に公表手数料及び該当すれば遅延公表手数料を支払わなければならない。その後、出願の提出を完全なものとみなす。

(9) 前記期間内に、出願が完全なものとならなかったときには、O.B.I.は拒絶理由を付して決定によりその出願を拒絶する。

(10) 出願の登録日は、(7)に基づく出願の通常の出願の日とする。

第 21 条 出願書類の作成

(1) 出願書類は 2 通を提出し、受益者又はその弁護士が署名する。大臣決定 No.15928/EFA/1253・第 2 条、第 3 条、第 4 条は、適宜援用する。

(2) 出願書類及び意匠等の提出は、大臣決定 No.15928/EFA/1253・第 8 条(1)、(2)、(3)(a)、(b)、(c)、(e)、(f)、(g)及び第 9 条で規定する規則に基づき行う。出願書類には、出願する意匠又はひな形を表示した白黒の写真又は図面 2 通を添付する。出願人が意匠に色彩を付して公表することを希望する場合には、当該写真又は図面の表示には色彩を付さなければならない。

(3) 写真及び図面の表示は鮮明なものとしなければならない。印影を付してはならず、出願する意匠又はひな形を包含する対象物だけを表示しなければならない。その対象物に併せて、その他の対象物、人物、動物を表示してはならない。対象物は、その通常の使用位置を少なくとも 1 件表示しなければならない。

(4) 次の出願は受理しない。

(a) 「インスタント現像フィルム」からの写真

(b) 対象物上、その写真又は図面の表示上に記載された、言葉、文、名称、商号、商標

(c) 写真又は図面の表示の写真複写

(d) オフセット複製ができない写真又は図面の表示

(e) 寸法が 16cm × 16cm を超える写真

第 22 条 優先権

(1) 同一の意匠又はひな形出願が工業所有権の保護に関する国際同盟の同盟国の 1 で行われたときには、その出願の出願人又は受益者は、その先の出願から 6 月以内に提出することを条件として、優先権を有する。優先権は最初の出願のときに遡及する。

(2) 意匠又はひな形の出願の優先権は、先の出願が実用新案についてのものである場合にも存在する。ただし、6 月の期間を遵守し、同一の対象物を含み、(3)(a)で記載した情報を含むことを条件とする。

(3) 外国での最初の通常の出願から 10 月以内に、次のものを O.B.I.に提出しなければならない。

(a) 最初の通常の出願を行った国の適切な機関の証明書であって、出願の番号及び日付、更に意匠又はひな形の公式謄本を記載したもの

(b) 意匠又はひな形の公式謄本を添付した上記書類のギリシャ語への証明付翻訳文

(4) 複数の外国での保護に基づき優先権を主張する場合には、外国での最初の出願日を優先日とする。

第 23 条 公表の遅延

(1) 出願人は、O.B.I. に意匠又はひな形登録出願を提出するときに、第 20 条(2)(e)、(3)(e) 及び(g)、(4)で規定する情報を公表することを希望しない旨を宣言できる。この場合には、出願人が法律 1733/1987・第 2 条(10)(g) 及び第 24 条の要件及び手続(官報 171, A') に従い公表の遅延手数料を O.B.I. に支払うことを条件として、O.B.I. は当該情報を「非公表」として取扱い、個別の出願として分類する。この情報は、第 20 条(3)(g) で規定する各期間の満了前には公衆に通知せず、公衆が入手できる状態にもしない。

(2) 上記情報の「非公表」の取扱は、保護される意匠又はひな形に由来する排他権の有効性、侵害請求に関する訴訟の当事者である者に関する管轄裁判所の決定によって取り除かれる。

第 24 条 登録証明 - 公表

(1) 登録出願が通常かつ完全なものであることを条件として、出願の提出日から 4 月後に、O.B.I. は意匠又はひな形登録証明を発行する。ただし、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条で規定する条件は考慮せず、その責任は出願人が負う。

(2) 第 23 条の規定を留保して、登録意匠又はひな形はその添付情報とともに登録日から 4 月後に公表する。第 20 条(4)で規定する、登録意匠又はひな形を包含する又は適用する対象物の見本がある場合には、O.B.I. はその旨を追加表示で公表する。公表には、法律 1733/1987・第 2 条(10)(g) 及び第 24 条の要件及び手続(官報 171, A') に基づく公表手数料を O.B.I. に支払う。

(3) 出願が公表された日付、又は公表の遅延期間の満了又は中止の日付から、その出願、説明、意匠又はひな形、その他の関連する情報について、第三者は情報及び写しを請求できる。

(4) 登録された出願の情報は、工業所有権特別公報に公告する。

(5) 工業所有権特別公報での公告は、「意匠及びひな形」と表題を付した個別の部分で行う。この部分では、意匠及びひな形登録証明書の発行、譲渡、ライセンスの放棄及び許可、付与された保護の満了日、登録意匠の失効等の情報を公告する。

第 25 条 帳簿 - 登録簿 - 記録書

(1) O.B.I. は、登録意匠及びひな形を記載した登録簿、手続ファイルを伴う意匠及びひな形の記録書、及び意匠及びひな形登録出願の記録の帳簿を保管する。

(2) 上記登録簿、記録書、帳簿の要素を保管する方法としては、法律 1733/1987・第 4 条(2)、

(3)、(4)、及び大臣決定 No. 15928/EFA/1253・第 10 条、第 11 条、第 12 条を適宜援用する。

第 4 章 意匠又はひな形によって付与される権利

第 26 条 権利の内容

(1) 登録によって、意匠又はひな形の受益者は、その意匠又はひな形を排他的に使用する権利、及びその者の同意を得ずに第三者がその意匠又はひな形を使用することを禁止する権利を取得する。

(2) 上述の使用には、特に、その意匠又はひな形を包含する又は適用する製品の、製造、提供、市場での取扱、輸入、輸出、使用、更にその製品を上記の目的で保管する行為を含む。

(3) 意匠又はひな形登録によって付与される権利は、次には及ばない。

- (a) 非商業的目的の個人的な行為
 - (b) 実験又は研究目的での行為
 - (c) 教育での用例又はその枠内で意匠又はひな形を複製する行為。ただし、その行為が商道徳に反するものではなく、意匠又はひな形の通常の実施を不正に害するものではなく、出所についての表示があることを条件とする。
 - (d) 他国で登録された船舶又は航空機の装備であって、一時的にギリシャ国内に侵入した場合
 - (e) これらの船舶又は航空機の補修のための補助部品又は付属品のギリシャへの輸入
 - (f) これらの船舶又は航空機の補修行為
- (4) (1)の規定を留保して、意匠又はひな形を適用した製品を最初に市場に置いてから5年が経過した後は、第三者は、受益者に正当な対価を支払い、意匠又はひな形登録によって付与される権利を行使することができる。この対価の額は当事者間の合意によって決定するが、合意に至らなかった場合には、本法に基づく管轄裁判所が次の条件に基づき決定する。
- (a) その製品が意匠又はひな形を包含する自動車の交換部品を構成する。
 - (b) その使用目的が自動車の補修である。
 - (c) たとえば商標又は商号又はその他適切な手段の貼付などの、適切かつ消えない方法での標示によって、公衆が補修に使用される製品の出所を知る状態にある。
- (5) 第三者が意匠又はひな形出願を登録したとき又はその優先日に、その意匠又はひな形を使用している者、若しくは使用のために必要な準備を行っていた者は、その者の業務及び必要に応じてその使用を継続する権利を有する。この権利は、業務に伴う場合にのみ譲渡できる。
- (6) 登録意匠又はひな形は、不動産担保又はその他の担保物権の対象とすることができ、差押の対象とすることもできる。

第27条 保護の範囲

- (1) 受益者は、情報を受ける使用者に類似であると印象を与える意匠又はひな形に対しても保護される。
- (2) 保護範囲の評価においては、技術的要件についての意匠又はひな形創作者の自由度も考慮する。

第28条 法的保護 - 訴訟

- (1) 登録意匠又はひな形の現実の侵害又は侵害の虞がある場合には、その所有者は、その侵害を除去し、将来までそれを排除するための請求を行う権利を有する。
- (2) 法律 1733/1987・第17条(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)の規定は、適宜援用する。

第29条 登録意匠又はひな形の有効期間

- (1) 登録意匠又はひな形の有効期間は、O.B.I.に通常の出願をした日から5年であり、5年ごとに更新が可能であり、最長で意匠又はひな形登録出願の出願日から25年とする。
- (2) 更新出願は、登録意匠又はひな形の受益者又はその弁護士が提出し、法律 1733/1987・第2条(10)(g)及び第24条の要件及び手続(官報 171, A')に基づき支払った更新手数料の、O.B.I.が発行した受領書を添付する。更新手数料は、保護期間が満了する月の最終日前6月

以内に前納する。

(3) (2)で規定する期間の満了後6月以内であれば、登録意匠又はひな形の受益者又はその弁護士は、50%割増で手数料を支払うことができる。この期間内に支払わないときには、本法で規定する登録意匠又はひな形の保護は効力を失う。

(4) 保護は、現存する登録が満了した日の翌日から有効となる。

(5) 更新は、意匠及びひな形登録簿に記録する。

第5章 最終及び経過規定

第30条

本法に基づき登録された意匠又はひな形は、現在施行中の、印刷済の、又はその他の方法による、工業所有権についてのギリシャで有効な法律に基づく保護を同時に受けることができる。

第31条

本法は、官報に公告することによって施行する。ヘーグ協定に基づき出願された国際意匠又はひな形に関しては、本法は、ヘーグ協定がギリシャで有効となる1997年4月18日から有効となる。

開発大臣は、本法の公告及び施行の権限を有する。

本法は、官報に公告しなければならない。